

## 提案説明・報告

### 【 市長提案説明・報告 】

それでは、今定例会に提案いたしました予防接種事業費に係る補正予算以外の諸議案 19 件及び報告 12 件について、その概要を順次、ご説明いたします。

議案第 48 号乃至議案第 52 号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」は、いずれも地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分したものであります。

まず、議案第 48 号「平成 30 年度一般会計補正予算（第 9 号）」でございますが、歳入から申し上げますと、地方交付税をはじめとして、毎年、年度末の 3 月に交付される株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金など、各種交付金の項目に関して整理をいたしましたほか、養老線の運営支援のために企業等から寄附をいただきましたことから、これに伴う寄附金を計上いたしました。

一方、歳出では、養老線の運営支援のためにいただきました寄附金を財源として、養老鉄道活性化協議会への分担金などを計上いたしましたほか、新たに策定いたしました「上下水道事業経営戦略」を踏まえ、農業集落排水整備支援事業基金を繰り入れることにより一般会計からの繰出金を減額いたしました。

また、今回の各種交付金の整理による歳入の増に伴い、財政調整基金からの繰入金を減額し、収支の均衡を図る専決処分を行ったものであります。

次に、議案第 49 号「平成 30 年度農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）」でございますが、新たに策定いたしました「上下水道事業経営戦略」を踏まえ、一般会計からの繰入金を抑制するため、農業集落排水整備支援事業基金を繰り入れることにより、一般会計繰入金を減額する専決処分を行ったものであります。

次に、議案第 50 号「桑名市市税条例等の一部を改正する条例の制定」につきましては、地方税法等の改正に伴い、4 月 1 日及び 6 月 1 日から施行が必要となる改正について、専決処分を行ったものであります。

内容といたしましては、住宅ローン控除の拡充に伴う措置、ふるさと納税制度の見直しなど、所要の改正を行ったものであります。

次に、議案第 51 号「桑名市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定」につきましては、地方税法の改正に伴い、4 月 1 日から施行が必要となる改正について、専決処分を行ったものであります。

内容といたしましては、地方税法の特定所有者不明土地を利用した地域福利増進事業に係る都市計画税の課税標準の特例措置の創設等の改正に対応するため、所要の改正を行ったものであります。

次に、議案第 52 号「桑名市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定」につきましては、地方税法施行令の改正に伴い、4 月 1 日から施行が必要となる改正について、専決処分を行ったものであります。

内容といたしましては、国民健康保険税の軽減措置に係る所得判定基準の引き上げのため、所要の改正を行ったものであります。

次に、議案第 54 号「令和元年度一般会計補正予算（第 3 号）」について、歳出から主なものを申し上げます。

まず、総務費では、一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業としまして、かおるヶ丘自

治会の防犯灯・公民館備品等整備、福江町(ふくえまち)自治会の防犯灯・石取祭装飾品整備に対する補助金を計上いたしました。

民生費では、令和元年10月の消費税率引上げが低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えすることを目的として、プレミアム付商品券の販売を行うための費用を計上いたしましたほか、幼児教育・保育の無償化の実施に係るシステム改修費、児童扶養手当の支払回数が年3回から年6回に変更されることに伴う増額分及び長島中部保育所の空調設備修繕費を計上いたしました。

農林水産業費では、新規就農者総合支援事業費補助金の増額分や、農業用ハウス強靱化緊急対策事業に基づく補助金を計上いたしました。

土木費では、市道東汰上(ひがしゆりあげ)6号線道路改良設計業務、市道江場中野小貝須(えばなかのこがいす)線等の浸水軽減策及び市道上之(かみの)輪(わ)嘉例(かれ)川(がわ)線道路改良工事に係る費用を計上いたしました。

消防費では、一般財団法人自治総合センターの地域防災組織育成助成事業として、消防団員の活動服を視認性の高い新しいものへと更新するための費用を計上いたしました。

教育費では、国の委託事業の採択を受け、インターネット対策推進事業として、小学校、中学校の児童・生徒がネット・スマホの利用をセルフコントロールできる範囲での使用を目指す取り組みを実施するための費用を計上いたしましたほか、県の委託事業の採択を受け、道徳教育に関する研究・人権教育研究を推進し、教職員向けの研修会などを実施するための費用を計上いたしました。

また、経済的な理由により就学困難な児童・生徒に支給する就学援助費や、特別支援学級への就学事情を考慮し経済的支援が必要な児童・生徒について支給する就学奨励費について、国の単価改定に伴う単価引上げをするための費用を計上いたしました。

このほか、陽和中学校体育館の天井材が落下する事案があったことから、施設修繕に必要な費用を計上いたしました。

続きまして、歳入の主なものについて御説明申し上げます。

国県支出金、諸収入並びに市債につきましては、歳出事業に対する内示の状況等に応じて所要の額を補正いたしました。

繰入金につきましては、この補正の収支の均衡を図るため、財政調整基金の繰入額を整理いたしました。

次に、議案第55号「令和元年度介護保険事業特別会計補正予算(第1号)」につきましては、職員の産休、育休の取得に伴う臨時的任用職員を補充するための費用等を計上いたしました。

次に、議案第56号「桑名市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正」につきましては、一般財団法人桑名市文化・スポーツ振興公社の解散により所要の改正を行うものであります。

次に、議案第57号「桑名市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正」につきまして

は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の改正等に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第 58 号「桑名市市税条例等の一部改正」につきましては、地方税法の改正等に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第 59 号「桑名市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正」につきましては、災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の改正等に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第 60 号「桑名市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正」につきましては、小学校の就学の始期に達するまでの者に係る医療費の窓口負担の無料化を行うため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第 61 号「桑名市健康増進施設整備・運営事業実施事業者選定委員会条例の廃止」につきましては、桑名市健康増進施設整備・運営事業について、公募型プロポーザル方式により事業者が選定されたことに伴い、廃止するものであります。

次に、議案第 62 号「桑名市火災予防条例の一部改正」につきましては、工業標準化法並びに住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第 63 号「桑名市特殊詐欺根絶条例の制定」につきましては、特殊詐欺の根絶に向けた取組みに関し、市の責務を明らかにすることなどにより、市民の財産を守り、もって安心安全な市民生活の確保に寄与するため、条例を制定するものであります。

次に、議案第 64 号「桑名市立幼稚園条例の一部改正」につきましては、子ども・子育て支援法の改正に伴い、幼稚園の利用者負担の無償化を実施するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第 65 号「桑名市水道事業給水条例の一部改正」につきましては、水道法施行令の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第 66 号「市道の認定」につきましては、東方(ひがしかた)地区における開発行為に伴う 1 路線と額田(ぬかた)地区における地元要望に伴う 1 路線を新規に認定するものであります。

次に、議案第 67 号「桑名市消防手数料条例の一部改正」につきましては、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

以上、上程の各案件につきまして大要をご説明申し上げました。  
よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

続きまして、報告 12 件について、ご説明申し上げます。

まず、報告第 4 号「平成 30 年度桑名市一般会計継続費繰越計算書」につきましては、継続費を設定し事業を進めております桑名駅自由通路整備及び防災行政無線整備事業について、通次繰り越しを行うものでございます。

次に、報告第5号「平成30年度桑名市一般会計繰越明許費繰越計算書」につきましては、先の11月臨時会で繰越明許費を設定いたしました空調設備整備事業、また、12月議会で同じく設定いたしました南医療センター解体撤去事業など、合計23事業を繰り越すものであります。

次に、報告第6号「平成30年度桑名市水道事業会計予算繰越計算書」につきましては、多度施設遠方監視制御装置更新工事ほか機器更新工事において、機器選定に不測の日数を要したことなど、また、配水管布設工事及び配水管布設替工事において、関係機関との調整や管網(かんもう)の見直しに不測の日数を要したことから、それぞれ地方公営企業法第26条第1項の規定に基づき、翌年度に繰り越して執行するものであります。

次に、報告第7号「平成30年度桑名市下水道事業会計予算繰越計算書」につきましては、社会資本整備総合交付金事業費、防災・安全社会資本整備交付金事業費及び管渠(かんきょ)整備補助関連単独事業費において、関係機関との調整に不測の日数を要したことから、それぞれ地方公営企業法第26条第1項の規定に基づき、翌年度に繰り越して執行するものであります。

次に、報告第8号「地方独立行政法人桑名市総合医療センターの経営状況に関する書類の提出」につきましては、桑名市総合医療センターの平成31年度の事業計画に関するものであります。主な内容といたしましては、二次救急までを地域で完結できる中核病院として、地域の医療機関からの紹介患者及び救急搬送患者の積極的な受入れを継続しながら、効率的な病床運用を実施し、救急車搬送患者受入れ病床の確保に努めるなど受入れ体制の整備を進めるほか、地域医療連携の推進につきましては、医療から介護、福祉への切れ目のないサービスを提供できる体制の整備を進め、急性期病院として在宅医療の支援を行うことが計画されております。

次に、報告第9号乃至報告第12号「専決処分の報告」につきましては、議決により委任を受け、市長が専決処分することができる事項として指定されている、損害賠償について専決処分したもので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、ご報告申し上げます。

次に、報告第13号及び報告第14号「議決事件に該当しない契約の変更」につきましては、星川(ほしかわ)送水管布設替工事、森(もり)忠(ただ)導水管布設替工事について、それぞれ契約金額等を変更する契約を締結いたしましたので、ご報告申し上げます。

次に、報告第15号「議決事件に該当しない契約」につきましては、桑名市総合医療センターB棟C棟解体等関連工事について、契約を締結いたしましたので、ご報告申し上げます。

よろしくご了承賜りますよう、お願い申し上げます。

注) 上記の提案説明及び報告は、実際の発言と異なる場合がありますので御了承願います。  
(会議録が正式な発言記録となります。)